



一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第 9 号

住 所 飯塚市上三緒 1 番 47
有限会社日本ダストサービス
氏 名 代表取締役 竹 下 洋 一 様

令和 6 年 4 月 1 日

飯塚市長 武 井 政



令和 6 年 3 月 14 日付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

記

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| 1 許可期間 | 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで |
| 2 収集、運搬の区別 | 収集、運搬 |
| 3 一般廃棄物の種類 | ごみ(特別管理一般廃棄物を除く。) |
| 4 収集区域 | 飯塚市管内 |
| 5 運搬車両の種類及び台数 | 別紙のとおり(別紙 1) |
| 6 許可の条件 | 別紙のとおり(別紙 2) |
| 7 許可の状況(許可・許可の更新) | 許可の更新 |

別紙1（運搬車両の種類及び台数）

搬入許可使用車両一覧表

搬入許可業者名	許可車両							年式・車検日	備 考
	番号	登録番号		最大積載量	積載容量				
(有)日本ダストサービス	1	筑豊	800	は	373	4,500kg	10.0m ³	H27・R6.8.16	パッカー車
	2	筑豊	800	さ	5379	2,750kg	8.0m ³	H22・R6.12.6	パッカー車
	3	筑豊	800	さ	4188	1,200kg	10.5m ³	H24・R6.4.5	パッカー車
	4	筑豊	800	さ	5870	2,700kg	8.0m ³	H24・R6.5.26	パッカー車
	5	筑豊	800	さ	4354	1,500kg	10.5m ³	H25・R7.1.19	パッカー車
	6	筑豊	800	は	494	4,400kg	10.5m ³	R5・R6.8.23	パッカー車
	7	筑豊	100	さ	8624	2,450kg	m ³	H19・R6.4.17	4tウイング車
	8	筑豊	100	さ	4558	3,800kg	m ³	H18・R6.5.9	脱着装置付コンテナ車
						kg	m ³		
						kg	m ³		

別紙2(許可の条件)

1 廃棄物収集、運搬の区域

- (1)ごみの収集、運搬を行うことができる区域は、飯塚市管内とする。
- (2)ごみの収集、運搬を行うことができる区域を市長が変更したときは、業者はその決定に従わなければならない。

2 許可車両

- (1)予備車は本車が車検、故障、事故及びその他止むを得ない事由により使用できない場合のほかは使用してはならない。また、予備車を使用するときは、あらかじめその事由を付して市長に申し出て、承認を受けなければならない。
- (2)許可車両は、業者名又は屋号及び車両許可番号、電話番号等を明記しなければならない。
- (3)許可車両を変更する必要がある場合は、その旨を事前に申し出て変更後は遅滞なく市長に届け出なければならない。
- (4)許可車両以外の搬入は一切認めない。

3 ごみの搬入

- (1)許可区域内で収集したごみは、市の定めるところにより下記のとおり地区ごとに各処理施設に搬入するものとし、他の地区及び他市町村から持ち込まれたごみを搬入してはならない。
 - ①飯塚地区管内 … 飯塚市クリーンセンター
 - ②穂波地区管内及び筑穂地区管内 … 桂苑
 - ③穎田地区管内及び庄内地区管内 … ごみ燃料化センター及びリサイクルセンター

- (2)収集したごみの搬入時間は、各々の施設で定められた搬入できる規定時間内とする。また、規定する時間以外に搬入を行う場合は、あらかじめ市長に申し出て許可を受けなければならない。

4 ごみの収集作業

- (1)ごみの収集作業に際しては、特に服装及び言語等に十分留意し、市民の不信感及び不快感等を招かないようにしなければならない。

(2)各業者は毎月15日までに、前月分のごみの収集作業の状況についての作業報告書を市長に提出しなければならない。

5 関係法令の厳守

(1)ごみの収集、運搬にあつては、常に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）、同法施行令、同法施行規則及び飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例並びに関係法令を厳守するとともに、市長の指示に従わなければならない。

6 協議等

(1)飯塚市は、本許可に対する民主的な個別協議は受け付けるが、団体交渉的な話し合い（協議）については、一切受け付けない。

(2)協議は許可を受けた者とし第三者（委任状も不可）は、一切受け付けない。

(3)威嚇的発言者及び飲酒等の確認がされた者との協議は、一切受け付けない。

7 許可の取り消し及び損害賠償等

(1)法又はこの法に基づく処分並びに上記に定める各条件に違反する行為を行った場合は、許可を取り消すことがある。

(2)社会秩序に反する行為及び言動をした場合は、許可を取り消すことがある。

(3)法又は飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例等の改正及び社会情勢の変化等により、本許可の取り消しの止むを得ない事情が発生した場合は、許可を取り消し、又は更新を認めないことがある。

(4)飯塚市は、本許可の取り消し又は更新を認めないこと等による補償及び損害賠償等の一切の責任を負わない。

8 その他

(1)この許可証にててくる飯塚地区管内は旧飯塚市地域、穂波地区管内は旧穂波町地域、筑穂地区管内は旧筑穂町地域、穎田地区管内は旧穎田町地域、庄内地区管内は旧庄内町地域を指す。